

第 20 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日（水）午後3時00分～3時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第20回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第20回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番金子節夫委員、議席番号2番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和7年2月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」。譲渡人は「居住地は遠方であり、後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては2月5日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第58号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第58号、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年2月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載のとおりです。申請理由は「現在、私は夫と共に農業を営んでおります。米麦、野菜（なす、ネギ等）栽培を行い夫婦で専業農家を営んでおります。今般、足利市に住んでいた息子が帰ってきてくれることになり、私の住んでいる敷地の一部に、住宅を建築するため昨年から取り組んでおります。息子の家を建築した関係で、農繁期には車置場や農業用資材置場に支障を来す状況となっております。農家住宅の敷地拡張地として従来の宅地と一体的に利用いたしたく申請いたします。」とのことです。</p> <p>転用目的は「農家住宅用地（敷地拡張）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。本案件は工事等の予定はございませんので、工事期間はなしとなります。資料につきましては4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>5番齊藤澄博委員</p>
<p>5番（齊藤）</p>	<p>5番齊藤です。2月5日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字谷中地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は適正に管理されておりました。農地区分は第一種農地と判断されますが、集落接続による不許可の例外に該当されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和7年2月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私どもは、平成17年よりリサイクル事業、リサイクル品のオークション、フォークリフトのレンタル、自動車の販売、建築資材の販売業を営んでおります。事業継続のためにも従業員には長く勤めていただき、また、事業拡大のためにも新たな従業員の増加を考え、今回、従業員の福利厚生施設として寄宿舍（社員寮）を検討しております。申請地は、土地の面積規模が丁度良く、既存の空き家は寄宿舍として利用が可能であり、車通勤圏内の最適の土地であります。土地利用は、隣地の宅地にある既存の住宅、離れ、物置を残して現状のまま寄宿舍用地として利用します。」とのことです。</p> <p>転用目的は「寄宿舍用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。本案件は追加の工事を予定しておりませんので、工事期間はなしとなります。資料につきましては8ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>10番小林修委員</p>

10番（小林）	<p>10番小林です。2月5日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字中山地内、案内図は資料の8ページ、付近状況図は9ページを参照してください。申請地は国道354号線の赤堀の信号から北に300メートルのところに位置しております。農地区分は第一種農地と判断されますが、宅地との一体利用であり、全体事業地の農地の割合が3分の1以内であるため、不許可の例外に該当します。。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第3、報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年2月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては12ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長（横山）	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第20回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年2月12日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 金子 節夫

委員 島田 信成